

## 監査結果の報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定例監査を下記のとおり執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和4年1月27日

山形市監査委員 玉田 芳和  
同 村山 秀幸  
同 菊地 健太郎  
同 武田 聡

### 記

#### 1 定例監査

- (1) 監査の対象部課等 総務部 秘書課、防災対策課、工事検査課  
市民生活部 消費生活センター  
健康医療部 健康増進課、母子保健課
- (2) 監査の期間 令和3年12月2日から令和4年1月25日まで
- (3) 監査の範囲 令和2年度の事務事業の執行状況
- (4) 監査の結果

部課等名	監査の結果
総務部 秘書課	指摘する事項はなかった。
総務部 防災対策課	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。 1 備品の管理において、現物が確認できないものがあった。 ・ インクジェットプリンタ
総務部 工事検査課	指摘する事項はなかった。
市民生活部 消費生活センター	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。 1 山形市消費者連合会補助金の実績報告において、実績額が補助金交付額を下回っていたにもかかわらず、補助金交付額について具体的な検討をせず、返還を求めていなかった。 2 駐車券の管理において、第4四半期に大量の駐車券を購入したため、年度末の在庫枚数が著しく多くなっているものがあ

	た。
健康医療部 健康増進課	指摘する事項はなかった。
健康医療部 母子保健課	指摘する事項はなかった。

(5) 準 拠 基 準 山形市監査基準

(6) 監 査 の 着 眼 点

財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に行われているか（合規性）を基本とし、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点からも監査を実施した。

(7) 監 査 の 方 法

監査の対象課等から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞き取り等により監査を実施した。